経　済　産　業　省

公　　印　　省　　略
２０２６１０３０製局第３号
令 和 ８ 年 １ １ 月 ９ 日

一般社団法人日本ジュエリー協会
　会長　殿

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和８年１０月３０日付け警察庁丙組組一発第１０５号及び警察庁丙備企発第９３号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和８年１０月３０日付け外務省告示第３２６号及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和８年１０月３０日付け国家公安委員会告示第４８号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、ＩＳＩＬその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成１９年法律第２２号）に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

【連絡先】
責任者：製造産業局生活製品課長　野田
担当者：尾畑、山下
電話：03-3501-0969
メール：bzl-seikatsuseihinka-nichiyouhin@meti.go.jp

機 密 性 1

警察庁丙組組一発第105号
警察庁丙備企発第93号
令和８年10月30日

金融庁企画市場局長
金融庁銀行・証券監督局長
金融庁資産運用・保険監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
国税庁次長
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官
（新事業・食品産業）
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その222）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和８年10月30日付け外務省告示第326号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和８年10月30日付け国家公安委員会告示第48号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する

財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「財産凍結法」という。）により規制されているところである。依然として厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正によって更新された制裁対象者リストについて該当する顧客の有無を直ちに確認し、その結果、該当する顧客を把握した際には、同顧客の資産に移動が生じないよう必要な措置を執り、当庁警備局警備企画課（電話：０３－３５８１－０１４１）へ報告することについて周知していただくとともに、ＩＳＩＬその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第三百二十六号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和八年外務省告示第三百十九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和八年十月二十四日及び二十六日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千九百八十九号1（a）、第二千二百五十三号2（a）及び第二千二百五十五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

別表の670.、672.、674.、705.、743.及び744.を次のように改める。

（別表）
670. 削除
672. エミリ・エドウィジュ・コニッグ
EMILIE EDWIGE KONIG
国連参照番号：QDi.340
生年月日：1984/12/9
出生地：Ploemeur, France
確定に十分でない別名：エミリ・サムラ・コニッグ
Emilie Samra Konig
国籍：フランス
France
旅券番号：フランス番号 05AT521433（2005 年 11 月 30 日に Lorient, France において sous-prefecture of police により発行）
身分登録番号：フランス 050456101445（2005 年5月 19 日に Lorient, France において sous-prefecture of police により発行）； フランス 0205561020089（2002 年5月 30 日 に Emilie Edwige Konig 名義で発行）
住所等：France（拘留中）
リスト掲載日：2014 年9月 23 日（2016 年6月 24 日、2021 年 11 月 15 日及び 2026 年 10 月 26 日に改訂）
その他の情報：国連安全保障理事会決議に基づく見直しは 2021 年 11 月 15 日、2025 年 12 月 31 日に終了した。シリアに渡航し、イラクのアル・カーイダ（AQI）（453. に指定した団体） としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国に加わったフランス人テロ戦闘員。インターネットを通じた過激化とアル・カーイダ（166. に指定した団体）のイデオロギー宣伝の面で活動。フランスに対する暴力的活動を扇動。現時点でフランスにて拘留中。性別は女性。同人に対するインターポール （国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2014-58638
674. ウマール・ディアビー
OUMAR DIABY
国連参照番号：QDi.342
生年月日：1975/8/5
出生地：Dakar, Senegal
確定に十分でない別名：オムセン； オマール・オムセン
Omsen; Omar Omsen
国籍：セネガル
Senegal
住所等：Syrian Arab Republic （居住中）
リスト掲載日：2014 年9月 23 日（2019 年 12 月6日、2023 年 10 月 30 日及び 2026 年 10 月 26 日

に改訂）
その他の情報：国連安全保障理事会決議に基づく見直しは 2019 年 12 月４日、2023 年 10 月 30 日に終了した。アル・カーイダ（166. に指定した団体）及びレバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（644.に指定していた団体）と関係がある武装集団の指導者であり、シリアに渡航する外国人テロ戦闘員ネットワークにおける中心的な斡旋者。インターネットを通じたテロ宣伝の面で活動。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク　：　https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2014-58642

705. ペーター・シェリフ
PETER CHERIF
国連参照番号：QDi.376
生年月日：1982/8/26
出生地：Paris, 20th district, France
別名：アブー・ハムザ
Abou Hamza
国籍：フランス
France
住所等：France（身柄拘束中）
リスト掲載日：2015 年9月 29 日（2016 年6月 24 日、2021 年 11 月 15 日、2026 年8月 18 日及び 10 月 26 日に改訂）
その他の情報：国連安全保障理事会決議に基づく見直しは 2021 年 11 月 15 日、2025 年 12 月 31 日に終了した。アラビア半島のアル・カーイダ（AQAP）（562. に指定した団体）のメンバー。2012 年、フランスで本人不在のまま懲役5年の有罪判決を受け、テロ組織への関与について 2024 年 10 月３日フランスで終身刑の判決を受けた。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2015-64577

743. 削除
744. 削除

国家公安委員会告示（３条関係・変更）件名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件

○国家公安委員会告示第四十八号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

国家公安委員会委員長　葉梨　康弘

１　名簿記載者公告番号QI－213(エミリ・エドウィジュ・コニッグ（EMILIE EDWIGE KONIG））

⑴　変更前

旅券番号　フランス旅券05AT521433（2005年11月30日Sous-Prefecture of police of Lorient, Franceにより発行）

住所　シリア・アラブ共和国（2013年から居住）

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2016年６月24日及び2021年12月29日に改訂）

その他参考となるべき事項　シリアに渡航し、イラクのアル・カーイダ（AQI）（QE－48）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国に加わったフランス人テロ戦闘員。インターネットを通じた過激化とアル・カーイダ（QE－１）のイデオロギー宣伝の面で活動。フランスに対する暴力的活動を扇動。テロ犯罪組織への参加を理由として、2015年６月12日、同人に対する逮捕状がパリ検察庁反テロ部門予審判事により発行された。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2021年11月15日に終了した。ID番号は、(a)フランス国民IDカード番号050456101445（2005年５月19日Sous-Prefecture of police of Lorient, Franceにより発行）、(b)フランスIDカード番号0205561020089（2002年５月30日Emilie Edwige Konig名義で発行）。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

⑵　変更後

旅券番号　フランス番号 05AT521433（2005年11月30日にLorient, Franceにおいてsous-prefecture of policeにより発行）

住所　France（拘留中）

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2016年６月24日、2021年11月15日及び2026年10月26日に改訂）

その他参考となるべき事項　国連安全保障理事会決議に基づく見直しは2021年11月15日、2025年12月31日に終了した。シリアに渡航し、イラクのアル・カーイダ（AQI）（QE－48）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国に加わったフランス人テロ戦闘員。インターネットを通じた過激化とアル・カーイダ（QE－１）のイデオロギー宣伝の面で活動。フランスに対する暴力的活動を扇動。現時点でフランスにて拘留中。性別は女性。ID番号は、(a)フランス050456101445（2005年５月19日にLorient, Franceにおいてsous-prefecture of policeにより発行）、(b)フランス0205561020089（2002年５月30日にEmilie Edwige Konig名義で発行）。 同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2014-58638

２　名簿記載者公告番号QI－215(ウマール・ディアビー（OUMAR DIABY））

⑴　変更前

別名　(a)オムセン（Omsen）　(b)ウマール・オムセン（Oumar Omsen）

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2019年12月６日及び2024年２月７日に改訂）

その他参考となるべき事項　レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（QE－61）と関係がある武装集団の指導者であり、シリアの外国人テロ戦闘員ネットワークにおける中心的な斡旋者。インターネットを通じたテロ宣伝の面で活動。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2019年12月４日に終了した。国連安全保障理事会決議第2610号（2021年）に基づく見直しは2023年10月30日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

⑵　変更後

別名　(a)オムセン（Omsen）　(b)オマール・オムセン（Omar Omsen）

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2019年12月６日、2023年10月30日及び2026年10月26日に改訂）

その他参考となるべき事項　国連安全保障理事会決議に基づく見直しは2019年12月４日、2023年10月30日に終了した。アル・カーイダ（QE－１）及びレバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（QE－61に指定していた団体）と関係がある武装集団の指導者であり、シリアに渡航する外国人テロ戦闘員ネットワークにおける中心的な斡旋者。インターネットを通じたテロ宣伝の面で活

動。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2014-58642

３　名簿記載者公告番号QI－237(ペーター・シェリフ（PETER CHERIF））

⑴　変更前

別名　不明

住所　Al Mukalla, Hadramawt province, Yemen

名簿に記載された年月日　2015年９月29日（2016年６月24日、2021年11月15日及び2026年８月18日に改訂）

その他参考となるべき事項　国連安全保障理事会決議に基づく見直しは2021年11月15日、2025年12月31日に終了した。アラビア半島のアル・カーイダ(AQAP)（QE－53）のメンバー。2012年、フランスで本人不在のまま懲役５年の有罪判決を受けた。2024年10月３日フランスで終身刑の判決を受けた。2015年現在、フランス当局により指名手配されている。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

⑵　変更後

別名　アブー・ハムザ（Abou Hamza）

住所　France（身柄拘束中）

名簿に記載された年月日　2015年９月29日（2016年６月24日、2021年11月15日、2026年８月18日及び10月26日に改訂）

その他参考となるべき事項　国連安全保障理事会決議に基づく見直しは2021年11月15日、2025年12月31日に終了した。アラビア半島のアル・カーイダ(AQAP)（QE－53）のメンバー。2012年、フランスで本人不在のまま懲役５年の有罪判決を受け、テロ組織への関与について2024年10月３日フランスで終身刑の判決を受けた。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2015-64577